

○広島修道大学法学部履修細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学学則（以下「学則」という。）に基づき、法学部学生の履修及び法学部に開設する授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(本細則の運用)

第2条 この細則の運用にあたって必要な事項は、法学部教授会の議を経て定める。

(単位算定基準)

第3条 各授業科目の単位算定基準は、15時間の授業をもって1単位、30時間の授業をもって2単位、60時間の授業をもって4単位とする。ただし、別表（修道スタンダード科目、グローバル科目及び共通教育科目）において1単位と定められている授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の単位数は2単位とする。
- 3 講義と実習を組み合わせて行う授業科目の単位数は、実習に当てる授業時間数を換算して、第1項本文の基準により定める。

(科目区分、科目分類及び配当年次)

第4条 各授業科目の科目区分、科目分類及び配当年次は別表のとおりとする。

(卒業所要単位数)

第5条 卒業所要単位数は、次の表のとおりとする。

科目区分	科目分類	修得単位数	卒業所要単位数
修道スタンダード科目	全学共通科目	情報処理入門Ⅰ2単位を含む 6単位以上	124単位以上
グローバル科目	留学生教育科目		
	留学支援教育科目		
	国際共修科目		
共通教育科目	教養科目	8単位以上	22単位
	外国語科目	英語4単位以上、英語を除く外国語2単位以上を含む8単位以上	以上
	保健体育科目	実習科目1単位以上	

主専攻科目	法律基礎		64単位 以上	64単位 以上		
	基礎法	6単位以上				
	国際関係法					
	公法	8単位以上				
	刑事法	6単位以上				
	民事法	8単位以上				
	企業法	6単位以上				
	演習					
	発展科目					
自由選択科目						

第6条 削除

第7条 削除

(開講授業科目、開講形態、担当教員及び授業時間割)

第8条 各年度の開講授業科目、開講形態、担当教員及び授業時間割は、別に定める。

(履修科目の登録及び変更)

第9条 学生は、指定登録日に、所定の履修届によって履修登録をしなければならない。

2 削除

3 登録後に休学、退学又は除籍の身分異動事由が生じた学生の登録は、単位修得した授業科目のものを除き、取消すものとする。

4 派遣学生、特別聴講学生、編入学生、学士入学生及び後期復学者の履修登録に関しては別に定める。

(登録単位数の制限)

第10条 学生が1年間に履修登録できる単位数（以下「年間登録単位数」という。）は、44単位とし、前期又は後期に履修登録できる単位数（以下「学期登録単位数」という。）は、24単位とする。ただし、4年次に限り、学期登録単位数は28単位とする。

2 学生が、教育職員免許状を取得するために履修する教職に関する科目の単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含まないものとする。

(副専攻コース、グローバルコース及び他学部履修)

第11条 学生は、他学部の授業科目の履修（以下「他学部履修」という。）を行うことができる。履修できる授業科目の詳細は別に定める。

- 2 別に定める副専攻授業科目のうちから合計30単位以上修得した場合に副専攻コース修了を認定する。
- 3 別に定めるグローバルコース授業科目のうちから合計54単位以上修得した場合にグローバルコース修了を認定する。
- 4 削除
- 5 学生が、他学部履修する授業科目の単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含むものとする。
- 6 他学部履修により修得した単位は自由選択科目の卒業所要単位に算入する。
(他の大学等の授業科目の履修及び単位認定)

第12条 学生は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修することができる。履修できる授業科目及び履修登録できる単位数その他必要な事項は別に定める。

- 2 学生が、他の大学等の授業科目を履修する場合、その単位数は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含まないものとする。
- 3 学生が、他の大学等の授業科目を履修したことにより修得した単位は、所定の科目区分及び科目分類の卒業所要単位に算入する。ただし、第15条による場合をあわせて合計30単位を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、第15条による場合をあわせて合計60単位まで卒業所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 学生が、第1年次に入学する前に他の大学等で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して卒業所要単位に算入する。ただし、本学で修得した単位を除き、合計30単位を超えることはできない。

- 2 学生が、第3年次に編入学又は学士入学する前に他の大学等で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して一括単位認定し、卒業所要単位に算入する。ただし、合計60単位を超えることはできない。

(転部前の既修得単位の認定)

第14条 学生が、第2年次に転部する前に他学部で修得した単位は、科目区分及び科目分類を指定して卒業所要単位に算入する。ただし、合計44単位を超えることはできない。

(検定試験等の単位認定)

第15条 学生が別に定める検定試験等に合格したとき又は所定の成果をあげたときは、これに係る学修につき所定の単位を認定することがある。

- 2 前項の単位認定を希望する学生は、各学期の指定期間内に、所定の検定試験等単位認定申請書により願い出なければならない。
- 3 第1項により認定される単位は、年間登録単位数及び学期登録単位数に含まないものとする。
- 4 第1項により認定される単位は、所定の科目区分及び科目分類の卒業所要単位に算入する。ただし、第12条第3項による場合をあわせて合計30単位を超えることはできない。
- 5 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、第12条による場合をあわせて合計60単位まで卒業所要単位に算入することができる。

第15条の2 第12条、第13条第1項及び前条により卒業所要単位に算入できる単位数は、そのすべてをあわせて合計60単位を超えることはできない。

(履修登録上の制限)

第16条 学生は、次の各号に掲げる授業科目の履修登録を行うことはできない。

- (1) 学生の在籍する年次と異なる配当年次が定められている授業科目
 - (2) 同一科目名称の授業科目（別に定める授業科目を除く。）
 - (3) 単位を既に修得した授業科目
- 2 前項第1号にかかわらず、教育上必要と認められる場合には、学生の在籍する年次と異なる配当年次が定められている授業科目の履修登録を認めることがある。
 - 3 学生は、次の各号に掲げる制限を定める授業科目については、その制限に従い履修登録しなければならない。
 - (1) 履修クラスを指定する授業科目
 - (2) 同一年度に同時履修しなければならない授業科目
 - (3) 同一年度又は同一学期に同時履修できない授業科目
 - (4) 特定の授業科目の単位修得を必要とする授業科目
 - (5) 担当教員の承認を必要とする授業科目
 - (6) 履修登録人数の上限を定める授業科目
 - (7) 再履修できない授業科目
 - (8) プレイスマントテストを実施する授業科目
 - (9) 一定数の単位修得を必要とする授業科目

(10) 前各号のほか、教育上必要な制限を定める授業科目

(履修登録しなければならない授業科目)

第17条 学生が当該年次に履修登録しなければならない授業科目は、別に定める。

(履修登録上の指針)

第18条 学生は、別に定める履修モデル等の履修登録上の指針に従って履修登録を行うことが望ましい。

第3章 試験及び単位の認定

(試験、単位認定及び成績評価)

第19条 各授業科目の単位認定は担当教員が行う。

2 前項の単位認定は、原則として広島修道大学試験細則（以下「試験細則」という。）に定める試験により行う。ただし、卒業研究の単位認定については別に定める。

3 定期試験によらない単位の認定は、次の各号の1つによるものとし、必要に応じて試験細則の定めを準用することがある。

(1) 平常の成績

(2) 課題研究報告書

(3) 平常の成績及び課題研究報告書

4 成績評価は、学則第18条の定めに従い行う。なお、Xは評価不能を示すものとする。

第4章 その他

(事務担当)

第20条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、1976年4月1日から施行する。

2 この細則は、第7条を改正し、1977年4月1日から施行する。ただし、第7条は昭和51年度生で在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この細則は、第8条を改正し、1978年4月1日から施行する。

4 この細則は、第8条及び第12条を改正し、1979年4月1日から施行する。

5 この細則は、第3条の別表(1)を改正し、1980年4月1日から施行する。

6 この細則は、第3条の別表(1)を改正し、1981年4月1日から施行する。

- 7 この細則は、第3条の別表(1)、(2)、第8条及び第11条を改正して1982年4月1日から施行し、昭和57年度生（82年度生）から適用する。ただし、1981年度以前から在学する者については、改正後の第3条の別表(1)、第8条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例により、又、第3条の別表(2)については、改正後の規定を適用するものとする。
- 8 この細則は、第3条の別表(1)、(2)、第7条、第10条を改正し、1983年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、第3条の別表(2)を改正し、1984年4月1日から施行し、昭和59年度生（84年度生）から適用する。
- 10 この細則は、第3条第2項の別表(1)を一部を改め、同条同項に別表(3)を、第7条に第3項を、第8条に第4項を、第8条の次に第8条の2を新たに付け加え、1986年4月1日から改正施行する。ただし、1985年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 11 この細則は、第3条第2項別表(1)及び第7条第1項を改正し、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 12 この細則は、第3条第1項、同条第2項、第4条、第9条、第10条第1項及び第11条を改め、第9条に第2項を付け加え、第10条第2項、同条第3項を削り、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 この細則は、第9条第1項、同条第2項を改め、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 この細則は、第3条第2項、第4条、第9条第1項、第10条、第11条、第12条第3項を改め、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 15 この細則は、第3条第2項の別表(1)及び第8条第2項を改正し、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前に入学したものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- また第3条第2項の別表(2)及び(3)を改め、1991年4月1日から施行する。ただし、1989年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 16 この細則は、第2条を改正して、1992年4月1日から施行する。ただし、1991年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

- 17 この細則は、1994年12月1日に全面的に改正し、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 18 この履修細則は、第3条及び第4条別表1を1996年11月21日に改正し、1997（平成9）年4月1日より施行する。ただし1996（平成8）年度以前に入学した者については、なお従前のとおりとする。
- 19 この履修細則は第3条、第4条別表1及び第12条を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日より施行する。
- 20 この履修細則は、第4条別表1、第6条及び第12条第4項を1999（平成11）年9月16日に改正し、2000（平成12）年4月1日より施行する。ただし、1999（平成11）年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第6条及び第12条第4項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 21 この履修細則は、2002年2月7日に全面的に改正し、2002年4月1日より施行する。ただし、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生については、次の表に定める授業科目を除き、なお従前のとおりとする。
- 22 この履修細則は、2002年2月7日に第9条を改正し、2002年4月1日より施行する。ただし、第9条については、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生に関して、それらの者が3年次又は卒業年次に達した時を除き、なお従前のとおりとする。
- 23 この履修細則は、2003年3月6日に第15条別表4を改正し、2003年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前に入学した学生及び2001年度以前に入学した者と同じ学年となる転科生、転部生、編入学生、学士入学生及び再入学生については、なお、従前のとおりとする。
- 24 この履修細則は、2003年4月1日に第11条別表3を改正し、2003年4月1日より施行する。
- 25 この細則は、2003（平成15）年5月1日に第4条別表1、第5条を改正し、2004（平成16）年4月1日から施行する。ただし、2003（平成15）年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第5条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 26 この細則は、第6条第1項（別表2（その1））及び第11条第1項（別表3）を2005（平成17）年1月6日に改正し、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、2004

(平成16) 年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表3）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 27 この細則は、第4条（別表1）を2005（平成17）年10月27日に改正し、2006（平成18）年4月1日から施行する。ただし、2005（平成17）年度以前に入学した者については、改正後の第4条（別表1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 28 この細則は、第3条～第7条、第9条～第16条及び第19条を、2006（平成18）年1月18日に改正し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度以前に入学した者については、改正後の第3条、第4条（別表1）、第5条、第6条、第7条（別表2）、第11条第1項（別表3）、第2項及び第4項、第12条第3項、第13条、第14条、第15条第4項、第16条第1項第2号（別表6）の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、2006（平成18）年度以前に入学した者に対して改正前の第4条（別表1）に加えて履修することを認める授業科目については別に定めるものとする。さらに、第10条については、2005（平成17）年度以前に入学した者に対して、経過措置として、年間登録単位数を別に定めるものとする。
- 29 この細則は、2007（平成19）年4月26日に第12条、第13条及び第15条を改正し、また、第15条の2を追加し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度以前に入学した者については、改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 30 この細則は、第11条別表3及び別表4、並びに第12条第1項を2007（平成19）年1月4日に改正し、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 31 この履修細則は、第15条別表5を2008（平成20）年7月3日に改正し、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 32 この履修細則は、第15条別表5を2009（平成21）年3月5日に改正し、2009（平成21）年4月1日から施行する。
- 33 この履修細則は、第13条第2項、第15条別表5及び第16条別表6を2010年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 34 この履修細則は、第15条別表5を2010年5月6日に改正し、2010年4月1日から施行する。
- 35 この履修細則は、第4条別表1、第5条、第10条第1項、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6を2010年9月9日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度

以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第5条、第10条第1項、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

36 この履修細則は、第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4及び第16条第1項第2号別表6を2011年1月6日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4及び第16条第1項第2号別表6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

37 この履修細則は、第11条第1項別表3、同条第2項、同条同項別表4及び第15条第1項別表5を2011年3月3日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第15条第1項別表5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

38 この履修細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年8月4日に改正し、同日から施行する。

39 この履修細則は、2011年8月4日に第4条別表第1（備考）及び第15条別表5（注）を改正し、第16条第3項第10号を追加し、同日から施行する。ただし、第4条別表1に定める授業科目のうち、「アドバンスト英語」、「上級外国語I」及び「上級外国語II」については2007年度から2010年度までに入学した者、「法哲学」については2010年度以前に入学した者が、それぞれ2012年4月1日から履修できるものとする。

40 この履修細則は、第4条別表1、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第15条第1項別表5、第16条第1項第2号別表6を2011年10月27日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、遡及適用に関する取り扱いは下記のとおりとする。

(1) 2011年度入学生について

- a) 法律学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）、「憲法原論」、「刑法総論」（2単位）、「刑法各論」（2単位）、「現代犯罪論」、「少年法」及び「M&A法」を履修できるものとし、改正後の第11条第1項別表3を適用する。
- b) 国際政治学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」（2単位）、「憲法原論」、「現代犯罪論」、「少年法」及び「発展講座G」を履修できるものとし、改正後の第15条第1項別表5及び第16条第1項第2号別表6を適用する。また、第11条第1項別表3に追加した「M&A法」、「刑法総論」（2単位）及び「刑法各論」（2

単位) を他学科履修できるものとする。

(2) 2010年度以前入学生について

- a) 法律学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」(2単位)、「憲法原論」、「刑法総論」(2単位)、「刑法各論」(2単位)、「現代犯罪論」及び「少年法」を履修できるものとする。
- b) 国際政治学科 第4条別表1に追加した「憲法総論・統治」(2単位)及び「憲法原論」を履修できるものとし、改正後の第15条第1項別表5を適用する。

41 この履修細則は、第11条第1項別表3及び同条第2項別表4を2012年1月5日に改正し、2012年4月1日から施行する。

42 この履修細則は、第11条第1項別表3、第13条第1項、第15条及び第15条第1項別表5を2012年3月1日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、改正前の第15条第1項別表5におけるニュース時事能力検定試験3級については、2011年度以前に合格した場合に限り、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

43 この履修細則は、第15条第1項別表5を2012年4月5日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、改正前の第15条第1項別表5における法学検定試験2級、3級及び4級については、2011年度以前に合格した場合に限り、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

44 この履修細則は、第4条第1項別表1を2012年12月6日に改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、第4条別表1に定める授業科目のうち、「Media English II」及び「Business English II」を除くほかは、2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、第7条第1項別表2、第11条第1項別表3、同条第2項別表4、第15条第1項別表5、第16条第1項第1号別表6を2012年12月6日に削り、別表1を別表とし、2013年4月1日から施行する。

45 この履修細則は、第4条別表を2013年2月7日に改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、2012年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、「国際機関インターンシップA」、「国際機関インターンシップB」及び「国際機関インターンシップC」を遡及適用するほかは、なお従前の例によるものとする。

46 この履修細則は、2013年3月7日に第19条第2項、同条第4項、同条第5項を改正し、同条第3項を削り、以下項数を繰り上げ、第20条から第24条までを削り、以下条数を繰り上げて2013年4月1日から施行する。

47 この履修細則は、2014年1月9日に第5条、第11条第2項及び第4条別表を改正し、

第11条第3項、第4項を新たに追加し、以下項数を繰り下げ、2014年4月1日から施行する。ただし、2013年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

48 この履修細則は、第4条別表を2014年12月4日に改正し、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

49 この履修細則は、2015年8月6日に第4条別表を改正し、2016年4月1日から施行する。ただし、2013年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

50 この細則は、2015年9月3日に第20条を改正し、2015年10月1日から施行する。

51 この履修細則は、第3条第1項、第4条別表及び第5条を2016年11月10日に改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

52 この履修細則は、第4条別表を2017年2月9日に改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、「長期インターンシップA」、「長期インターンシップB」、「長期インターンシップ事前・事後指導」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

53 この細則は、2017年3月1日に第4条別表を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

54 この細則は、2018年1月4日に、第1条、第2条（見出しを含む。）、第4条別表、第5条、第8条見出し、第9条、第10条、第11条（見出しを含む。）、第13条第1項、第14条及び第19条第2項を改正し、第7条を削除し、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前に入学した者については、「刑事訴訟法I」と「刑事訴訟法II」を遡及適用するほかは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、2017年度以前に入学した者の「刑事訴訟法I」と「刑事訴訟法II」の履修は、「刑事訴訟法」の単位未修得者に限るものとする。

別表（第3条及び第4条関係）

法学部授業科目配当表

科目区分	科目分類	授業科目の名称	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		

修道 科目	全学共通科目	修大基礎講座	2	1	(1)
	通科目	初年次セミナー	2	1	
		情報処理入門 I	2	1	
		情報処理入門 II	2	1・2・3・4	
		情報応用	2	2・3・4	
		大学生活とキャリア形成	2	2	(2)
グローバル科目	留学生	日本語 I	1	1・2・3・4	(3)
	教育科	日本語 II	1	1・2・3・4	
	目	日本語 III	1	1・2・3・4	
		日本語 IV	1	1・2・3・4	
		日本語 V	1	1・2・3・4	
		日本語 VI	1	1・2・3・4	
		日本語 VII	1	1・2・3・4	
		日本語 VIII	1	1・2・3・4	
		アカデミック日本語	2	1・2・3・4	
		ビジネス日本語	2	1・2・3・4	
		日本研究	2	1・2・3・4	
留学支援科目	留学支	留学スタートアップ	1	1・2・3・4	
	援教育	留学英語入門	2	1・2・3・4	
	科目	英語圏留学入門	1	1・2・3・4	
		アジア圏留学入門	1	1・2・3・4	
		外国語としての日本語	2	1・2・3・4	
		留学フォローアップ	1	1・2・3・4	
		グローバル特講 I	2	1・2・3・4	
		グローバル特講 II	1	1・2・3・4	
		グローバル特講 III	2	2・3・4	
		グローバル特講 IV	1	3・4	
		海外研修A	1	1・2・3・4	
		海外研修B	2	1・2・3・4	
		海外研修C	3	1・2・3・4	

		海外研修D	4	1・2・3・4	
		海外研修E	5	1・2・3・4	
	国際共 修科目	Multicultural Project 多文化交流プロジェクト	2	1・2・3・4	
共通 教育 科目	教養科 目	哲学	2	1・2・3・4	
		倫理学	2	1・2・3・4	
		美学	2	1・2・3・4	
		芸術学	2	1・2・3・4	
		日本文学	2	1・2・3・4	
		西洋文学	2	1・2・3・4	
		日本語学	2	1・2・3・4	
		心理学	2	1・2・3・4	
		文化論	2	1・2・3・4	
		文化人類学	2	1・2・3・4	
		日本史	2	1・2・3・4	
		東洋史	2	1・2・3・4	
		西洋史	2	1・2・3・4	
		地理学	2	1・2・3・4	
		社会学	2	1・2・3・4	
		法学	2	1・2・3・4	
		政治学	2	1・2・3・4	
		経済学	2	1・2・3・4	
		統計学	2	1・2・3・4	
		情報社会論	2	1・2・3・4	
		物理学	2	1・2・3・4	
		化学	2	1・2・3・4	
		生物学	2	1・2・3・4	
		環境科学	2	1・2・3・4	
		数学	2	1・2・3・4	
		教養講義	2	1・2・3・4	

	総合教養講義a	2	1・2・3・4	
	総合教養講義b	2	2・3・4	
	総合教養コース	2	1・2・3・4	
外国語 科目	英語リスニング I	1	1・2・3・4	(4)、(5)、(6)
	英語リスニング II	1	1・2・3・4	
	英語リスニング III	1	1・2・3・4	
	英語リスニング IV	1	1・2・3・4	
	英語リスニング V	1	1・2・3・4	
	英語リスニング VI	1	1・2・3・4	
	英語リーディング I	1	1・2・3・4	
	英語リーディング II	1	1・2・3・4	
	英語リーディング III	1	1・2・3・4	
	英語リーディング IV	1	1・2・3・4	
	英語リーディング V	1	1・2・3・4	
	英語リーディング VI	1	1・2・3・4	
	アクティブ・イングリッシュ I	1	2・3・4	
	アクティブ・イングリッシュ II	1	2・3・4	
	実用英語実習 I	1	1・2・3・4	
	実用英語実習 II	1	1・2・3・4	
	英語ライティング研究 I	2	1・2・3・4	
	英語ライティング研究 II	2	1・2・3・4	
	英語ライティング研究 III	2	1・2・3・4	
	英語ライティング研究 IV	2	1・2・3・4	
	英語読解研究 I	2	1・2・3・4	
	英語読解研究 II	2	1・2・3・4	
	英語読解研究 III	2	1・2・3・4	
	英語読解研究 IV	2	1・2・3・4	
	英語聴解研究 I	2	1・2・3・4	
	英語聴解研究 II	2	1・2・3・4	
	英語聴解研究 III	2	1・2・3・4	

	英語聴解研究IV	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 I	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 II	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 III	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 IV	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 V	2	1・2・3・4
	英語コミュニケーション研究 VI	2	1・2・3・4
	英語語法研究 I	2	1・2・3・4
	英語語法研究 II	2	1・2・3・4
	英語語法研究 III	2	1・2・3・4
	英語語法研究 IV	2	1・2・3・4
	資格英語研究 I	2	1・2・3・4
	資格英語研究 II	2	1・2・3・4
	資格英語研究 III	2	1・2・3・4
	資格英語研究 IV	2	1・2・3・4
	資格英語研究 V	2	1・2・3・4
	資格英語研究 VI	2	1・2・3・4
	英語プレゼンテーション研究 I	2	1・2・3・4
	英語プレゼンテーション研究 II	2	1・2・3・4
	ドイツ語 I	1	1・2・3・4
	ドイツ語 II	1	1・2・3・4
	ドイツ語 III	1	1・2・3・4
	ドイツ語 IV	1	1・2・3・4
	フランス語 I	1	1・2・3・4
	フランス語 II	1	1・2・3・4
	フランス語 III	1	1・2・3・4
	フランス語 IV	1	1・2・3・4
	スペイン語 I	1	1・2・3・4
	スペイン語 II	1	1・2・3・4
	スペイン語 III	1	1・2・3・4

	スペイン語IV	1	1・2・3・4	
	中国語 I	1	1・2・3・4	
	中国語 II	1	1・2・3・4	
	中国語 III	1	1・2・3・4	
	中国語 IV	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 I	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 II	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 III	1	1・2・3・4	
	韓国・朝鮮語 IV	1	1・2・3・4	
	言語と文化 I	2	2・3・4	
	言語と文化 II	2	2・3・4	
	言語と文化 III	2	2・3・4	
	言語と文化 IV	2	2・3・4	
	上級外国語 I	2	2・3・4	
	上級外国語 II	2	2・3・4	
保健体育科目	健康科学論	2	1・2・3・4	
	運動科学論	2	1・2・3・4	
	健康科学演習	2	1・2・3・4	
	運動科学演習	2	1・2・3・4	
	健康スポーツ実習	1	1・2・3・4	
	運動スポーツ実習	1	1・2・3・4	
	野外運動実習 I	1	2・3・4	
	野外運動実習 II	1	2・3・4	

- (1) 修大基礎講座、初年次セミナー、情報処理入門 I は1年次に、大学生活とキャリア形成は2年次に履修登録しなければならない。
- (2) 大学生活とキャリア形成の履修登録は、2年次の登録を含めて2度までとする。
- (3) 日本語 I～VIII、アカデミック日本語、ビジネス日本語、日本研究は、外国人留学生等のみ履修することができる。
- (4) 1年次開始時にレベル1の学生は英語リスニング I・II 及び英語リーディング I・II を、レベル2の学生は英語リスニング III・IV 及び英語リーディング III・IV を、レベル

3の学生は英語リスニングV・VI及び英語リーディングV・VIを履修登録するものとする。

- (5) 共通教育外国語科目（英語）のうち、英語リスニングI・II、英語リーディングI・II、アクティブ・イングリッシュI・II及び実用英語実習I・IIを除くI・IIの科目並びに英語リスニングIII・IV及び英語リーディングIII・IVはレベル2・3・4の学生のみ、英語リスニングIII・IV及び英語リーディングIII・IVを除くIII・IVの科目並びに英語リスニングV・VI及び英語リーディングV・VIはレベル3・4の学生のみ、英語リスニングV・VI及び英語リーディングV・VIを除くV・VIの科目はレベル4の学生のみが履修できる。アクティブ・イングリッシュI・IIは2年次開始時においてレベル1の学生のみが履修できる。ただし、アクティブ・イングリッシュI又はIIの単位を修得した学生は、レベル2以上にアップした場合もアクティブ・イングリッシュI又はIIを引き続き履修することができる。実用英語実習I・IIは、レベル1の学生のみが履修できる。

科目区分	科目分類	授業科目的名称	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
主専攻科目	法律基礎	法律基礎A	1	1・2・3・4	基礎	
		法律基礎B	2	1・2・3・4	基礎	
		法律学概論	2	1・2・3・4	基礎	
	基礎法	法哲学	2	2・3・4	基本	
		法社会学	2	2・3・4	基本	
		日本法制史	2	2・3・4	基本	
		西洋法制史	2	2・3・4	基本	
	国際関係法	国際法	2	2・3・4		
		国際私法	2	3・4		
		国際取引法	2	2・3・4		
		比較法	2	2・3・4		
		外国法	2	2・3・4		
	公法	基本的人権	4	2・3・4	基本	
		憲法原論	2	1・2・3・4	基本	
		社会保障法	2	3・4	基本	
		社会福祉法	2	3・4	基本	

	行政法総論	2	2・3・4	基本
	行政救済法	2	3・4	基本
	税法	2	3・4	基本
刑事法	刑法総論	2	2・3・4	基本
	刑法各論	2	1・2・3・4	基本
	現代犯罪論	2	3・4	基本
	刑事訴訟法 I	4	2・3・4	基本
	刑事訴訟法 II	2	3・4	基本
	刑事学	2	3・4	基本
民事法	民法総則	2	1・2・3・4	基本
	物権法	2	2・3・4	基本
	担保法	2	3・4	基本
	債権総論	2	2・3・4	基本
	契約法	2	2・3・4	基本
	不法行為法	2	2・3・4	基本
	家族法	2	3・4	基本
	民事訴訟法	4	3・4	基本
	民事執行法	2	3・4	基本
企業法	企業取引法	2	2・3・4	基本
	会社法	4	2・3・4	基本
	有価証券法	2	3・4	基本
	労働法	2	3・4	基本
	経済法	2	3・4	基本
演習	基礎演習	2	2	基本
	ゼミナール基礎	2	2	基本
	ゼミナール I	2	3・4	基本
	ゼミナール II	2	3・4	基本
	ゼミナール III	2	3・4	基本
	ゼミナール IV	2	3・4	基本
	特別ゼミナール	2	3・4	発展

	卒業研究	2	4	発展	
発展科目	特別講義A	2	2・3・4	発展	
	特別講義B	2	3・4	発展	
	特別講義C	1	2・3・4	発展	
	インターンシップ	2	2・3・4	発展	
	長期インターンシップA	4	1・2・3・4	発展	
	長期インターンシップB	8	1・2・3・4	発展	
	長期インターンシップ事前・事後指導	1	1・2・3・4	発展	
学部関連科目	現代経済入門	2	2・3・4		
	哲学概論 I	2	1・2・3・4		
	哲学概論 II	2	1・2・3・4		
	倫理学概論 I	2	1・2・3・4		
	倫理学概論 II	2	1・2・3・4		
	日本史概論 I	2	1・2・3・4		
	日本史概論 II	2	1・2・3・4		
	東洋史概論 I	2	1・2・3・4		
	東洋史概論 II	2	1・2・3・4		
	西洋史概論 I	2	1・2・3・4		
	西洋史概論 II	2	1・2・3・4		
	地誌 I	2	2・3・4		
	地誌 II	2	2・3・4		
	人文地理学 I	2	2・3・4		
	人文地理学 II	2	2・3・4		
	自然地理学	2	2・3・4		
自由選択科目					